



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

～公立学校の校長先生のための～

やさしい！

勤務時間管理講座

# 第3回



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 上限ガイドライン と変形労働時間制

～中教審答申を受けて～

～公立学校の校長先生のための～  
「やさしい！ 勤務時間管理講座」



# 中央教育審議会答申



平成31年 1月25日 答申を文部科学大臣へ手交

# 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン①

## 「在校等時間」 ※管理職がしっかり把握

- 「超勤4項目」以外の勤務も含めた在校時間
- 校外での研修や引率等の時間

## 上記から除く時間

- 自己研鑽の時間その他業務外の時間（自己申告）
- 休憩時間

## 「上限の目安時間」

- ① 1 か月：超過勤務 4 5 時間以内
- ② 1 年間：超過勤務 3 6 0 時間以内
- ③ 臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合
  - 1 か月：1 0 0 時間未満
  - 1 年間：7 2 0 時間以内 など

## 留意事項

- I C Tの活用やタイムカード等により、できるだけ客観的に計測する。
- 形式的に守ることが目的化し、実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりするようなことがあってはならない。  
など

# 中央教育審議会答申より

- 上限ガイドラインの実効性を高めることが重要であり、**文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守される**よう、別紙4の工程表に沿って取り組むべきである…

# 中央教育審議会答申より

- 地方公務員のうち**教師については**、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、**一年単位の変形労働時間制を適用することができるよう法制度上措置すべき**である。



# 一年単位の変形労働時間制①

## 労働基準法 第32条の4 など

### 1. 制度の趣旨

休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、**1箇月を超え1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えない**ことを条件として、業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度。

## 一年単位の変形労働時間制②

2. 対象とする**労働者の範囲、対象とする期間、労働日及び労働日ごとの労働時間**について、労使協定で定めて実施する。
3. 労働日数の制限  
労働日数の限度は**1年280日**まで
4. 労働時間の制限  
労働時間の限度は**1日につき10時間まで、1週間につき52時間まで**

※週48時間を超える週は、連続3週までかつ3か月で3回まで

## 一年単位の変形労働時間制③

### 5. 連続労働日数の制限

連続して労働させる日数の限度は **6日まで**

6. **育児**を行う者、老人等の**介護**を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他**特別の配慮を要する者**については、これらの者が育児等に**必要な時間を確保できるような配慮が必要。**

# 中央教育審議会答申より①

- 地方公務員のうち教師については、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、一年単位の変形労働時間制を適用することができるよう法制度上措置すべきである。
- ただし、**長期休業期間中の業務量を一層縮減することが前提**

## 中央教育審議会答申より②

- **育児や介護等の事情**により以前から**所定の勤務時間以上の勤務が困難な教師**や、**現在特段所定の勤務時間以上の勤務とはなっていない教師**に対しては、**こうした制度を適用しない選択も確保できるように措置**することが求められる。
- 導入に当たっては、… 段階的に全体としての業務量を削減し、**学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要**であり、所定の勤務時間を現在より延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間も現在より延長するようなことはあってはならない。



## 中央教育審議会答申より③

- 働き方改革推進法が民間企業においては勤務時間の上限を法定し、罰則によりこれを遵守させる仕組みとするなど労働法制の大きな転換を図ったことを踏まえると、**中長期的な課題として、労働法制のみならず、社会の構造的な変化における教師の専門性の在り方や公務員法制における今後の動向等を踏まえつつ、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討を重ねることも必要である。**

詳しい情報は・・・

検索

文部科学省 働き方改革